

(第1面)



特別管理産業廃棄物処理計画書

平成23年 6月30日

大分県知事 広瀬勝貞 殿

提出者

住 所 大分県別府市大字鶴見4333番地

氏 名 大分県厚生連 鶴見病院

代表理事理事長 矢野 冠司

電話番号 0977-23-7111

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大分県厚生連 鶴見病院
事業場の所在地	大分県別府市大字鶴見4333番地
計画期間	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	医療機関
② 事業の規模	230床
③ 従業員数	429人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	< 感染性廃棄物 > ・ (株)エスプレス大分にて中間処理 → 【焼却】

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

※別紙1 (用度・施設緊急連絡網) のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度(平成22年度)実績】

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	214.0 t	t

(これまでに実施した取組)

・日本医療機能評価機構の観点も踏まえ、リユース、リサイクルを考慮した廃棄物の分別・選別の徹底。

②計画

【目標】前年度(平成22年度)排出量維持

特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
排出量	214.0 t	t

(今後実施する予定の取組)

・医療安全委員会を中心とした、無駄 ムラ 無理の無い現場と一体化した見える管理を実施し、前年度の排出量と同量を維持したい。但し、新病棟建設等のインフラ整備の為、患者様の増加に伴った廃棄物の増加が予想される為、今年度の排出量値が、この先数年の排出抑制目安値になると思われま。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状

(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

・物が感染性廃棄物なので、再使用、再利用できる物はない。分別の時点では、見えそうな物が混入していないか？ヒューマンエラーでの医療器具の混入を防ぎ、事業系一般廃棄物や、普通産廃の廃プラ等が混入していないか？を見抜き、残りは鋭利な物とそうでない物とを分別後、医療廃棄物容器に詰め込みすぎないくらいの一定量を入れた後、密閉して医療廃棄物倉庫に保管しています。

②計画

(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

・特にありません。《現状近似値を維持》

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（平成22年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	214.0 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	214.0 t	t
	(これまでに実施した取組)		
<p>・中間処理業者の再選定と変更【目の届く管理化】 ≪北九州市の業者から大分市の業者に変更≫ ※隣接の大分市へ処分場を変更した事で、処分場視察も容易となり、大分県の荷物を大分県で処分する事で大分県への貢献にもなった。 また、収集運搬業者の燃料代を間接的ではあるが削減（化石燃料削減）にも繋がった、地球環境の保全に一役を担えたと感じています。</p>			

(第5面)

②計画	【目標】前年度(平成22年度)排出量近辺を維持		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
	全処理委託量	214.0 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	214.0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
・特にありません。《現状近似値を維持》			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。